

事業計画書等作成上の注意事項

1 看護関係施設整備

(1) 以下の看護関係施設整備事業について、事業計画の該当がある場合は、(2)により令和8年6月5日(金)までに医務課看護対策グループ宛て提出してください。

なお、事業の詳細やご不明な点については、医務課看護対策グループにお問い合わせください。

- ・ 看護師勤務環境改善施設整備費補助金
- ・ 病院内保育所施設整備費補助金
- ・ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備費補助金
- ・ 看護師宿舎施設整備費補助金

(2) 提出書類

①令和9年度分

【施設整備】事業計画書(様式1-1)

経費所要額調(別紙様式1-2 ア)

施設事業費内訳書(様式1-3)

※院内保育所施設整備費補助金については様式1-1事業計画書の「5その他参考事項」欄に収容定員を記入してください。

【設備整備】事業計画書(別紙様式2-1)

経費所要額調(別紙様式2-2 ア)

②令和10年度～13年度分

「令和10年度から13年度までの整備計画」

2 救急・周産期・災害関係施設整備

(1) 対象事業

別紙「補助対象一覧表」のとおり

(2) 令和9年度における施設整備事業

・補助対象部門の面積及び事業費の算出根拠を明確にしてください。

・提出様式

①「休日夜間診療所」及び「病院群輪番制病院」以外の事業

様式1-1、様式1-2 ア、様式1-3

②「休日夜間診療所」及び「病院群輪番制病院」事業

様式1-1、様式1-2 イ、様式1-3

※工事費の内訳として様式1-3を作成してください。（後日可）

(3) 令和9年度における設備整備事業

・医療機器の選定に当たっては、補助対象事業としての必要性から十分に説明ができるものとしてください。

・事業費の算出に当たっては、納入実績等を十分に考慮して、根拠となる資料を必ず添付してください。（後日可）

①「休日夜間診療所」及び「病院群輪番制病院」以外の事業

様式2-1、様式2-2 ア

②「休日夜間診療所」及び「病院群輪番制病院」事業

様式2-1、様式2-2 イ、機器の必要性等について

(4) 令和10年度以降の施設整備・設備整備

計画がある場合は、概算で構いませんので「令和10年度から13年度までの整備計画」により必ず提出してください。

(5) 提出期限 令和8年6月5日（金）

(6) 補助対象事業については別紙「補助対象一覧表」を、単価については別紙「補助金等単価表」を参考にしてください。

(7) 「補助対象一覧表」及び「補助金等単価表」は、国の要綱改正により内容が変更となる場合があります。

(8) 事業名「休日夜間診療所」及び「病院群輪番制病院」については、市町村に対する補助です。県から医療機関への直接の補助ではありませんので、事業計画がある場合は所在の市町村に相談のうえ、市町村から意見を付したうえで計画を提出してください。

なお、市町村の補助も必要となります。

また、当事業は当該年度内に市町村から医療機関へ補助金を交付する必要がある

ますのでご注意ください。

- (9) 事業計画書提出後の変更については、原則として認められませんので、十分精査検討のうえ作成してください。
- (10) 提出資料（図面等）はA4判縮小、縦長横とじとしてください。
- (11) 補助条件等疑問点については、医務課各担当へ事前に相談してください。
- (12) 今回事業計画書の提出のないものは、令和9年度の予算要求を行いません。したがって、補助金の交付対象となりませんので御承知ください。

また、本県におきましては非常に限られた財源の中での補助事業の実施であることから、事業計画書を提出いただいても、計画の内容、他の事業との優先順位、予算上の制約、補助制度の変更等により補助金の交付対象としない場合もありますので、あらかじめ御承知ください。